

第443回山口地方最低賃金審議会(議事要旨)

- 1 日 時 令和7年7月14日(月) 13時30分～14時30分
- 2 場 所 山口地方合同庁舎2号館 5階共用第一会議室
- 3 出席者 公益代表委員 4名
労働者代表委員 5名
使用者代表委員 4名

4 議 題

- (1) 令和7年度の山口県最低賃金の改正等について
- ①山口県最低賃金の改正決定について(諮問)
 - ②山口県最低賃金専門部会の設置について
 - ③山口県特定最低賃金の改正決定等について(諮問)
 - ④山口県特定最低賃金の専門部会の設置について
 - ⑤審議会の日程について
- (2) その他

5 議事概要

- (1) 山口県最低賃金の改正決定について、山口労働局長から山口地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)へ諮問を行った。
- なお、諮問文には、本年6月13日付けで閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」、「経済財政運営と改革の基本方針2025」に配意した、調査審議を求める文言を付記した。
- (2) 山口県の令和7年度春季賃上げ要求・妥結状況及び県下の経済情勢等について、事務局から説明を行った。
- (3) 最低賃金法第25条第2項の規定により、山口県最低賃金専門部会が設置され、同専門部会に山口県最低賃金の改正審議の具体的な議論を委ねることとされた。
- なお、同専門部会に対しては、最低賃金審議会令第6条第5項を適用しないこととなった。
- (4) 山口県特定最低賃金の改正決定等について、山口労働局長から審議会へ諮問を行った。
- 事務局から、4業種の特定最低賃金の意向表明及び申出書の提出があり、申出要件を満たしている旨を報告した。
- (5) 最低賃金法第25条第2項の規定により、山口県特定最低賃金専門部会が設置さ

れ、同専門部会に特定最低賃金の改正の必要性の有無及び必要性有りとの結論に達した場合の改正審議の具体的な議論を委ねることとされた。

なお、同専門部会に対しては、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することとなった。

(6) 今後の日程について、事務局から以下のとおり説明した。

ア 中央最低賃金審議会においては7月11日に諮問が行われ、今後は7月22日、24日、29日に目安小委員会が開催される予定で、第5回目目安小委員会は未定であること。

イ 審議会の今後の日程については、各委員に都合を確認の上、示したとおりであること。審議の進行状況によっては中止となる場合もあること。

(7) 今年度、関係団体から最低賃金にかかる要請があったことを報告した。

(8) 令和7年度の審議会については、審議の結果昨年度同様、審議会、山口県最低賃金専門部会において公労使三者が集まって議論を行う全体会議については公開とし、公労・公使の二者協議の場については、非公開となった。

(9) 山口県最低賃金改正諮問にかかる関係労使からの意見聴取公示及び専門部会委員候補者の推薦公示並びに特定最低賃金専門部会委員候補者の推薦公示について説明した。

(10) 関係労使からの意見書の提出に伴って意見陳述の申込みがされた場合は、意見陳述が行われること、意見陳述の時間は、希望者増加の可能性を考慮し、全体で30分以内、質疑時間を含め40分以内とすることが決定された。